平成２１年（フ）第２４７号
宮崎県延岡市浜砂２丁目４番３号
債務者　遠田　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５０号
宮崎県延岡市長浜町３丁目4957番地４
債務者　甲斐美智子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５１号
宮崎県延岡市北方町角田丑1079番地１
債務者　田口　惣大
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５２号
宮崎県延岡市祝子町2364番地
債務者　渡部　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５３号
宮崎県日向市大字細島108番地
債務者　田中　亮一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５５号
宮崎県延岡市中島町３丁目321番地１
債務者　菊池　和博
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５７号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2288番地
債務者　坂本　隆伸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２６０号
宮崎県延岡市若葉町１丁目72番地21
債務者　江並　和代（旧姓一宮）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６３号
鹿児島県肝属郡肝付町南方283番地２
債務者　日高　一輝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
奈良県大和郡山市南郡山町661番地２　アマンプリ102号
債務者　砂田　智幸（旧姓延谷）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５３０号
奈良市朱雀１丁目３番地の19　シティタウン朱雀Ｄ－２
債務者　清水　和美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５３２号
奈良市高畑町649番地の３
債務者　嶺脇　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６２４号
奈良市西登美ヶ丘６丁目26番19―205号
債務者　柳田　好章
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６３１号
奈良県生駒市山崎町３番７－Ａ205号
債務者　竹澤亜希子（旧姓寺地）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５８号
奈良市大宮町１丁目９番19―103号
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第４７号
長崎県平戸市津吉町160番地２
債務者　山下　一枝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係